

事務事業評価資料

施策名		中小企業の経営革新と新産業・新事業創出の促進		所管部局課名	産業労働部産業振興局経営商業課					
事業名		中小企業設備貸与事業 (~21:先進機器・省エネ機等設備貸与事業)		担当者電話番号	金融企画担当 078-362-9177					
事業目的		割賦・リース等設備貸与により、中小企業の経営基盤の強化に資すること								
事業内容		従業員原則21人以上300人以下の小規模事業者が必要とする機械設備を(財)ひょうご産業活性化センターが長期割賦販売・リース				事業開始年度	昭和53年度			
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額				
	事業費	(0千円) 2,132,905千円		(0千円) 3,024,508千円		(0千円) 2,457,446千円				
	人件費	1,694千円	従事人員 0.2人	1,672千円	従事人員 0.2人	1,641千円	従事人員 0.2人			
	総コスト(+)	2,134,599千円	従事人員 0.2人	3,026,180千円	従事人員 0.2人	2,459,087千円	従事人員 0.2人			
事業の目標		貸与目標額 1.5億円			[目標設定理由] ・過去の最大実績並					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率(%)		
			目標値	年度				H20	H21	H22
		貸与額(千円)	1,500,000	22年度	483,956 (4千円)	650,000 (5千円)	1,500,000 (2千円)	32%	43%	100%
評価結果	必要性	民間金融機関から低利で設備貸与を受けることが困難な中小企業者の設備導入を支援するために必要である。								
	有効性	金融機関からの借り入れ枠を運転資金向けに確保したい中小企業者の設備投資を貸与という形で支援することで、中小企業者の資金繰りを確実に好転させている。								
	効率性	小規模企業者等設備貸与事業と類似した事業であり、同貸与事業と、(財)ひょうご産業活性化センターで一括実施することにより、効率的に実施している。(小規模企業者等設備貸与事業は県100%出資団体での実施が義務づけられている)								
	民間・市町との役割分担	以下の理由により県で実施している。 民間：低利での貸与は不可能 市町：設備貸与体制を市町で整備することは困難								
	受益と負担の適正化	低利とはいえ、利用者に損料・リース料の負担を求めており、その収益から貸与機関である(財)ひょうご産業活性化センター従事職員の人件費を捻出している。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	一定の実績を挙げていること、利用企業からも制度の有効性が評価されていること、実施方法についても不効率・不適切なものではないことから、現行どおり継続する。									